## 高圧ガス保安法令テキスト 第5次改訂版

## 【正誤表】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

	正	誤
86 頁 17 行目	② ガス設備( <u>高圧ガス設備を除</u> <u>く。</u> )の変更の工事	② ガス設備( <u>特定設備を除く。</u> )の 変更の工事
99 頁 図 84 参考条文	一般則第 18 条 2 号ロ (第 6 条 2 項 8 号二) 液石則第 19 条 2 号 <u>二</u> (第 6 条 2 項 7 号ハ)	一般則第 18 条 2 号口 (第 6 条 2 項 8 号二) 液石則第 19 条 2 号 <u>八</u> (第 6 条 2 項 7 号八)
127 頁 14 行目	(4) 小規模事業所 (次の①~⑥のもの) には、上記 (1) ~ (3) の保安管理体制をとる必要は <u>ありませんが、④を除く小規模事業所は、</u> 所定の資格等を有する者を 1 人以上選任し、製造施設等の保安について監督をさせることになっています(図 100 参照)。	(4) 小規模事業所 (次の①~⑥のもの) には、上記 (1) ~ (3) の保安管理体制をとる必要は <u>なく、</u> 所定の資格等を有する者を 1 人以上選任し、製造施設等の保安について監督をさせることになっています (図 100 参照)。

## 【追補】

	新	旧
・11 頁 参考図 5 ・11 頁 参考図 5(続き) ・12 頁 参考図 5(続き 2) ・12 頁 参考図 5(続き 3) ・20 頁 図 16 参考条文	政令第2条 <u>5</u> 項	政令第 2 条 <u>3</u> 項

	新	旧
20 頁 図 16 フルオロカーボンに 関するカッコ書き	(政令第2条第 <u>5</u> 項第4号及び 一般則第101条第2号の	(政令第2条第 <u>3</u> 項第4号及び 一般則第101条第2号の
33 頁 図 27 参考条文	一般則第 7条、7条の3、7条の <u>4、</u> 液石則第 8条、コンビ則第 <u>6</u> <u>条、7条、7条の3</u>	一般則第 <u>7 条~7 条の 4</u> 液石則第 8 条 コンビ則第 <u>6 条~7 条の 3</u>

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 e-mail:book@khk.or.jp